

東京学芸大学附属図書館文献複写規則の一部改正について（案）

現 行		改 正（案）																										
第1条 東京学芸大学附属図書館が受託する<u>文献複写は、学内の部局等の依頼でその経費を移算するものを除き、この規則の定めるところによる。</u> 第2条 前条の文献複写は、<u>教育又は研究</u>の用に供することを目的とする場合に<u>限</u>つて受託することができる。 第3条 文献複写を依頼しようとする者は、<u>あらかじめ文献複写申込書を附属図書館長に提出し、その承認を得なければならない。</u> 第4条 前条の承認を得た者は、別に定める場合を除き、<u>文献複写料金を前納しなければならない。</u> 2 <u>一旦納付した料金は、いかなる理由があつても還付しない。</u> 第5条 文献複写料金は、別表のとおりとする。 第6条 この規則の実施について必要な事項は、館長が定める。 <u>別表</u> <u>文 献 複 写 料 金 表</u> <table><tr><th colspan="2" rowspan="2">種 別</th><th rowspan="2">単位</th><th colspan="2">料 金</th><th rowspan="2">備 考</th></tr><tr><th>学 内 者</th><th>学 外 者</th></tr><tr><td><u>リーダープリンター</u></td><td><u>A 3 判以下</u></td><td><u>1 枚</u></td><td><u>20円</u></td><td><u>35円</u></td><td></td></tr><tr><td><u>電子複写方式</u></td><td><u>A 3 判以下</u></td><td><u>1 枚</u></td><td><u>20円</u></td><td><u>35円</u></td><td></td></tr><tr><td colspan="3"><u>通 信 費 ・ 送 料</u></td><td colspan="2"><u>（ 実 費 ）</u></td><td></td></tr></table>		種 別		単位	料 金		備 考	学 内 者	学 外 者	<u>リーダープリンター</u>	<u>A 3 判以下</u>	<u>1 枚</u>	<u>20円</u>	<u>35円</u>		<u>電子複写方式</u>	<u>A 3 判以下</u>	<u>1 枚</u>	<u>20円</u>	<u>35円</u>		<u>通 信 費 ・ 送 料</u>			<u>（ 実 費 ）</u>			<u>（趣旨）</u> 第1条 東京学芸大学附属図書館が受託する<u>文献の複写は、この規則の定めるところによる。</u> <u>（受託の条件）</u> 第2条 文献複写は、<u>調査研究</u>の用に供することを目的とする場合に<u>限り</u>受託することができる。 <u>（申込手続）</u> 第3条 <u>文献の複写を希望する者は、あらかじめ所定の手続をとるものとする。</u> <u>（文献複写料）</u> 第4条 <u>文献複写の申込者は、文献複写料を納付しなければならない。</u> 2 <u>文献複写料は、別に定める。</u> 3 <u>既納の文献複写料は、返還しない。</u> <u>（その他）</u> 第5条 この規則の実施について必要な事項は、館長が定める。 <u>附 則</u> <u>この規則は、平成16年4月1日から施行する。</u>
種 別					単位	料 金		備 考																				
		学 内 者	学 外 者																									
<u>リーダープリンター</u>	<u>A 3 判以下</u>	<u>1 枚</u>	<u>20円</u>	<u>35円</u>																								
<u>電子複写方式</u>	<u>A 3 判以下</u>	<u>1 枚</u>	<u>20円</u>	<u>35円</u>																								
<u>通 信 費 ・ 送 料</u>			<u>（ 実 費 ）</u>																									